【中国】核安全法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

*2017 年 9 月 1 日、原子力発電所等の核施設、核原料物質及び放射性廃棄物に対する規制の強化、安全管理水準の向上等を目的とする核安全法が制定された。

1 背景と経緯

中国では、1985年に原子力発電所(以下「原発」)の建設が始まり、その後、国内のエネルギー需要が急拡大する中で、原発建設が積極的に推進されてきた。中国で現在稼働中の原子炉は計36基あり、他に20基が建設中である。

原発や放射能の安全管理の強化を図るための立法としては、2003 年に制定された放射能 汚染防止法のほか、民用核施設安全監督管理条例(1986 年)、原子力発電所原子力事故緊 急対応管理条例(1993 年)、民用核安全設備監督管理条例(2008 年)、放射性物質輸送安全 管理条例(2010 年)、放射性廃棄物安全管理条例(2012 年)等の行政法規がある。また、 2007 年に制定された突発事件対応法にも関連規定が盛り込まれている。

2011年3月の福島原発事故以降、中国政府は原子力の安全確保や事故対策に関する取組を一層強化するようになった。2014年に習近平政権が打ち出した「総合的国家安全観」は、「核の安全」を国家安全体系を構成する11の安全の1つと位置付け、2015年7月に制定された国家安全法は、第31条で核の安全維持に関する国の具体的な責務を規定している。2016年1月には、原子力安全対策に関する初の白書「中国の原子力緊急時対策」が公表され、関連法の整備を一層推進することが今後の課題の1つとして掲げられた。

このような流れの中で、2016 年 10 月、核の安全について包括的に定める核安全法案が第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議に提出された。法案は、同会議での第 1 回審議とその後の意見公募を経て修正が行われ、2017 年 4 月、同第 27 回会議での第 2 回審議に付された。その後、再度意見公募を経て法案の再修正が行われ、同年 8 月 28 日からの同第 29 回会議において第 3 回審議の後、9 月 1 日に可決、成立し、同日公布された。当初提出された法案は全 86 か条であったが、最終的に成立した法律は全 94 か条となった。規定内容も、罰則強化を始め相当程度修正されている。施行日は 2018 年 1 月 1 日である。

2 法律の構成と主な内容

(1) 法律の構成

第1章:総則(第1条~第13条)、第2章:核施設の安全(第14条~第37条)、第3章:核原料物質及び放射性廃棄物の安全(第38条~第53条)、第4章:核事故緊急対応(第54条~第62条)、第5章:情報公開及び公衆参加(第63条~第69条)、第6章:監督・検査(第70条~第74条)、第7章:法的責任(第75条~第91条)、第8章:附則(第92条~第94条)。

(2) 立法目的と適用範囲

核の安全の確保、原子力事故の予防と緊急対応、核エネルギーの安全な利用、公衆と核 関連従業者の安全と健康の維持、生態系の保護、経済と社会の持続可能な発展の促進を目 的とする(第1条)。

中国の領域及び管轄海域における核施設、核原料物質、放射性廃棄物に係る安全対策、 原子力事故の防止及び事故発生後の放射能対策に関してこの法律が適用される(第2条)。

(3) 基本原則と責任体制

核の安全対策は、安全最優先、予防重視、責任明確化、管理厳格化、独立した監督管理 等の原則を堅持しなければならない(第4条)。

核施設の運営組織は、核の安全に全面的な責任を負い、核施設の運営組織に設備、技術、サービス等を提供する組織は、相応の責任を負う(第5条)。

国は、核の安全に係る関係官庁間の協力体制を構築し、統一的に対策を進める(第6条)。 核の安全の監督管理を主管する官庁は、関係官庁と合同で国家核安全計画を策定する(第7条)。

国は、高水準で厳格な核安全基準体系を構築し、核安全基準は、経済発展及び科学技術 の進歩に基づき適時に見直さなければならない(第8条)。

(4) 研究開発と人材育成

国は、核の安全に関連する研究開発を奨励し、知的財産権の保護を強化し、関連人材の 育成を重視する。核施設の運営組織、核の安全関連の研究機関等は、先進的な核安全技術 の開発を推進し、その成果を十分に利用して核の安全水準を向上させなければならない。 (第10条)

(5) 国民の権利義務

いかなる組織及び個人も、核施設及び核原料物質の安全に危害を及ぼしてはならない。 個人、法人等は、法に基づき核の安全に関する情報を取得し、核による損害を被ったとき は、法に基づき賠償を受ける権利を有する。(第11条)

個人、法人等は、核の安全に関する法令違反行為等を監督官庁等に告発する権利を有するが、核の安全に関し虚偽の情報を捏造又は拡散することがあってはならない(第68条)。

(6) 核原料物質と放射性廃棄物の安全管理

核原料物質を保有する核施設の運営組織等は、法に基づいて許可を取得し、措置を講じて、その盗難、破壊、紛失、不法な譲渡・使用等を防止しなければならない(第38条)。 放射性廃棄物は、レベルごとの処理を行わなければならない(第40条)。

核施設の運営組織及び放射性廃棄物の処理を行う組織は、放射性廃棄物の減量化、無害 化を行い、永久的な安全を保証しなければならない(第41条)。

国は、放射性廃棄物の管理に係る許可制度を確立する(第43条)。

参考文献 (インターネット情報は 2017 年 9 月 11 日現在である。)

·「中华人民共和国核安全法」国务院法制办公室 http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/4/art_11_206119.h